

指定介護老人福祉施設宮の里運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長寿栄光会が開設する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム宮の里（以下「宮の里事業所」という。）が行う指定介護老人福祉施設事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、宮の里事業所の医師、生活相談員、介護職員、栄養士及び機能訓練指導員等が要介護状態にある高齢者（以下「入居者」という。）に対し、指定介護老人福祉施設における適正な介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 宮の里事業所における施設サービス計画に基づき、個人の尊厳を保持し、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

- 2 宮の里事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に要介護者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。
- 3 宮の里事業所は、明るく家庭的な雰囲気と家庭との結び付きを重視した運営を行うものとする。
- 4 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 宮の里事業所に勤務する職員の職種及び員数は次のとおりとし、第1号に掲げる管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他の職員と協議の上入居者の指定介護老人福祉施設計画を作成する。また、第2号から第8号に掲げる職員は、指定介護老人福祉施設事業の提供を行い、第9号に掲げる職員は必要な事務を行う。

- (1) 管理者 1名以上
- (2) 医師 2名以上
- (3) 生活相談員 1名以上
- (4) 看護職員 4名以上
- (5) 介護職員 30名以上
- (6) 管理栄養士及び栄養士 2名以上
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
- (8) 介護支援専門員 1名以上
- (9) 事務職員 1名以上

(指定介護老人福祉施設の入居定員)

第4条 宮の里事業所の指定介護老人福祉施設の入居定員は、70名とする。

(指定介護老人福祉施設の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 宮の里事業所の行う指定介護老人福祉施設事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
 - (2) 個別機能訓練
 - (3) 健康管理
 - (4) 管理栄養士の配置、栄養ケアマネジメント
 - (5) 相談及び援助
 - (6) 社会生活上の便宜の供与等
- 2 指定介護老人福祉施設事業の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設事業が法定代理受領サービスであるときは介護保険負担割合証に記載された額とする。
- 3 その他の費用の額は次のとおりとする。
- (1) 住居費 指定介護老人福祉施設の重要事項説明書において示す表のとおりとする。
 - (2) 食事費 指定介護老人福祉施設の重要事項説明書において示す表のとおりとする。
 - (3) 電気料 入居者の希望に基づいて居室にてテレビ及び電気毛布等利用した場合1日60円、電気機器等を貸与する時は1日120円
 - (4) 理美容代 理容1回 1,500円～2,000円程度
美容1回 1,000円～3,000円程度
 - (5) 貴重品の管理 月 1,500円
 - (6) 教養娯楽の材料代及び日用品代 1日50円
 - (7) 複写物の交付 1枚につき 20円
 - (8) その他、指定介護老人福祉施設事業の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その入居者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。
 - (9) 前項の費用の支払を受ける場合には、入居者又はその家族に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第6条 宮の里事業所は、入居者が指定介護老人福祉施設事業の提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、入居者又はその家族に対して説明するものとする。

- (1) 入居者同士仲良くしてください。
- (2) 職員の指示に従ってください。
- (3) 居室は施設が指定いたします。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第7条 宮の里事業所は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び宮の里事業所に円滑に入居することができる。

(緊急時における対応方法)

第8条 宮の里事業所の職員は、指定介護老人福祉施設事業の実施中に、入居者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は別に定める協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 宮の里事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防災管理者を配置して、毎年度定期的に避難・通報・消火及び救出訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 宮の里事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 宮の里事業所はサービス提供中に、当該施設職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 宮の里事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 宮の里事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
- 3 宮の里事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないよう感染症対策委員会を設置し必要な措置を講じる。
- 4 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密及び個人情報を持する。
- 5 職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密及び個人情報を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 6 宮の里事業所は、入居者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において入居者の個人情報を用いませぬ。
- 7 宮の里事業所は、介護事故に対する安全管理体制の確保を図るため介護事故防止対策委員会を設置し介護事故対策の万全を期するものとする。
- 8 入居者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

- 9 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人長寿栄光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成12年12月 1日から施行する。
この規程は、平成13年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成15年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成18年11月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年12月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。